

令和7年第2回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和7年 6月25日 午後 1：30

○閉 会 午後 2：25

○出席議員（17名）

1 番 菅原理恵子	2 番 鈴木壮二	3 番 藤原仁美
4 番 戸田俊樹	5 番 佐藤珠樹	6 番 澤井昭二郎
7 番 堀井克見	8 番 藤原典男	9 番 中川光博
10 番 鈴木司	11 番 菅原秀雄	12 番 石井和人
13 番 西村武	15 番 菅原龍太郎	16 番 伊勢潤
17 番 佐藤敏雄	18 番 小林悟	

○欠席議員（1名）

14 番 鑑仁志

○説明のための出席者

市 長 鈴木雄大	副 市 長 鎌田雅人
教 育 長 吉原慎一	総 務 部 長 古仲淳
市民生活部長 菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長 伊藤佐和子
産業振興部長 古畑範行	建 設 部 長 佐々木涉
教 育 部 長 伊藤強	総 務 課 長 浅野幸一
企画政策課長 石井恵子	財 政 課 長 内田倫雄
税 務 課 長 佐々木修	社会福祉課長 宇瀬隆広
教育総務課長 菅原撰	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 安田秀樹	議会事務局次長 澁谷睦子
-------------	--------------



令和7年第2回潟上市議会定例会日程表（第4号）

令和7年6月25日（4日目）午前1時30分開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会の報告
- 日程第 2 議案第40号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第41号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第44号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 5 議案第45号 令和7年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 6 議案第46号 令和7年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 7 議案第47号 令和7年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 8 議案第48号 令和7年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 9 議案第49号 令和7年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第10 陳情第 1号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書
- 日程第11 報告第 8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）
- 日程第12 議案第50号 財産の取得について
- 日程第13 議案第51号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第14 議員派遣の件について



午後 1時30分 開 議

○議長（小林悟） 傍聴席の皆様、ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

なお、14番鏡仁志議員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 審議に先立ち、本定例会に追加提案いたしました議案の概要について申し上げます。

はじめに、損害賠償の額を定めることについての専決処分報告についてであります。

令和7年6月5日、昭和大久保字北野細谷道添の市道開拓入口線において、職員が草刈り作業中に回転刃で飛ばした石により、市道に隣接する敷地内に駐車していた相手方自動車の助手席窓側ガラスを破損させたものであります。

草刈り作業の飛び石による事故については、事故防止対策として複数の作業員で作業をするなど対策を講じてまいりましたが、このような事案が発生したことは大変申し訳思っております。今後は、作業場所周辺の状況を把握するなど、さらに対策を徹底してまいります。

次に、財産の取得についてであります。

市内学校のLED照明器具等を取得するにあたり、地方自治法及び潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

次に、令和7年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について申し上げます。

補正予算の内容は、急激な物価高騰に伴う市民の経済的負担軽減を図るため、令和6年度に実施した調整給付金において、支給額に不足が生じた市民に対し、その額を不足額給付として給付するものであります。

なお、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付事業であり、令和6年分の所得税及び定額減税の実績額が確定したことから、関係予算を提出するものであります。

この後、担当部長より説明をいたしますので、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上であります。

**【会議録署名議員の指名】**

○議長（小林悟） お諮りします。本定例会の会議録署名議員に指名しておりました14番 鑑議員が本日欠席しておりますので、潟上市議会運営基準154の規定により、15番菅原 龍太郎議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、会議録署名議員に15番菅原龍太郎 議員を指名します。

**【日程第1 議会運営委員会の報告】**

○議長（小林悟） 日程第1、議会運営委員会の報告を行います。2番鈴木議会運営委員 長。

○議会運営委員長（鈴木壮二） お疲れ様です。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

6月20日に、追加案件を議題として議会運営委員会を開催しております。

追加案件は、専決処分の報告について、財産の取得について、令和7年度潟上市一般 会計補正予算（第3号）（案）についての3件です。

本日の日程に、報告第8号、議案第50号、第51号として追加することとします。

以上、議会運営委員会からの報告とします。

○議長（小林悟） これで議会運営委員会の報告を終わります。

**【日程第2 議案第40号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第10 陳情第1号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書まで】**

○議長（小林悟） 日程第2、議案第40号 潟上市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第10、 陳情第1号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書までを 一括議題とします。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果につ いて、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案並びに陳情については、議案ごとに質疑、討論、 採決まで行います。

令和7年度各会計補正予算（案）については、予算特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

【総務文教常任委員長の報告】

○議長（小林悟） 最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。10番鈴木司総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木司） 皆さん、お疲れ様です。

それでは、総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

令和7年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和7年6月16日（1日間）
2. 出席委員 戸田俊樹、佐藤珠樹、堀井克見、小林悟、西村武、鈴木司
3. 説明当局 総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長
4. 書記 総務部財政課 佐々木淳一さんをお願いしております。
5. 審査の経過と結果についてであります。

議案第41号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、語学指導等を行う外国青年招致事業における参加者の報酬額の見直しに伴い、外国語指導助手等の報酬月額を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、報酬の支払いに関することや地域行事への参加等について質問があり、当局からは、報酬額は配置年数によって決まっている。また、地域の行事にも積極的に参加して地域の文化を理解しようとしていると報告を受けているとの回答がありました。

陳情第1号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書。

本陳情は、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう、意見書の提出を求めるものです。

委員からは、今なお国の方向性が決まらない中では、賛成反対の表明もままならない。国の動向等を待つべき等の意見がありました。

本陳情は、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（小林悟） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第41号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

陳情第1号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 国の方向性が定まらないということで、そういうふうな意見があったようなんですけれども、そのほかには何か意見はございませんでしたか。

○議長（小林悟） 10番鈴木司総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木司） その件については、前回の議会からの継続なんですありますが、この報告にありましたように、全委員、参加の委員がこういう意見で統一されましたということで報告させていただきました。

○議長（小林悟） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。3番藤原仁美議員。

まず原案に反対の方、原案にね。原案に、賛成の方。じゃあ反対の方おりませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） じゃあ賛成でお願いします。

○3番（藤原仁美） 私は、夫婦別姓制度の導入に賛成する立場から、本陳情を採択すべ

きという意見で討論させていただきます。

現行の日本の制度では、結婚後に夫婦がどちらかの一方の姓を選択する必要があり、そのうち95パーセントは女性が改姓しています。これにより、個人への姓への愛着やアイデンティティーの喪失、仕事で築いた信用や評価を損なうなどの事案も発生しているといえます。姓は単なる名前の一部ではなく、多くの人にとってアイデンティティーの重要な要素です。夫婦同姓を義務づけているのは日本だけで、国連女性差別撤廃委員会から日本政府に対して、四度にわたり、女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備をと勧告されています。

夫婦別姓制度は、多様な家族の形態を認めることで、社会全体の平等を促進します。この制度により、結婚後も職場や地域社会での自身のアイデンティティーを保持でき、特に女性が結婚後もキャリアを継続する上で有利になることが期待されます。

令和6年10月、NHKの世論調査によると、賛成53パーセント、反対26パーセントという結果が出ており、社会の意識も大きく変化していることがうかがえます。

夫婦別姓制度反対派の中には、「姓が異なることで家族の一体感が損なわれる」という懸念を示す人もいますが、姓は家族の絆を形成する要素の一つにすぎず、愛情や信頼、協力といった内面的な絆が失われるわけではありません。また、「制度導入で混乱を起こすのではないか」といった声もありますが、別姓を選択しても戸籍に加筆されます。適切なシステム設計と手続きの簡素化によって問題を軽減できるはずです。

韓国、中国、フランス、スウェーデンなど、多くの国々では夫婦別姓が一般的であり、選択肢として尊重されています。これらの国々の経験を参考にすることで、日本もより柔軟な制度を構築することが可能です。

夫婦別姓制度の導入は、夫婦が同じ姓を名乗る現在の制度に加えて、希望する夫婦が別姓を名乗ったまま婚姻できる制度を認めるものであり、同じ姓を名乗ることを希望する夫婦の選択を妨げるものではありません。婚姻しようとする夫婦の選択肢を増やすことです。個人の尊厳を尊重し、多様性を認める社会の構築に寄与するものと考えます。

家族の形態や価値観が多様化する現代において、このような制度変更は必然的であり、時代に合った選択肢を提供するものだと思います。男性にとっても同様です。姓を選ぶ自由を保障することで、個人の尊厳が守られ、選択肢が広がるはずと信じ、この陳情は採択すべきと考えます。

以上です。

○議長（小林悟） ほかにありませんか。反対、賛成。賛成討論。はい、じゃあ。ほかに反対討論ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） じゃあどうぞ。

○8番（藤原典男） 私は、陳情第1号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書について、賛成の立場から、なお市議会で議論を深めることは賛成だということの立場で討論いたします。

「自分の名前で生きる自由を」、そんな世論の高まりの中、28年ぶりに国会で選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正が審議入りして継続審議となりましたが、2024年の総選挙で当選した議員の65パーセントが毎日新聞の調査で「賛成」と答えております。

人は、その名前と呼ばれることで社会とつながり、生きてきたのであり、氏名は、その人のアイデンティティーの一部です。婚姻により、今も95パーセントの方が改姓するのは女性であり、多くの女性が仕事や社会生活上の様々な不便、不利益を体験していることはジェンダー差別です。法のもとの平等、婚姻の自由を主張し、多くの裁判が闘われてきています。

世界では、夫婦同姓を義務づけている国は日本だけです。2021年の最高裁大法廷は、憲法に違反しないと判断したものの、立法による解決を促しました。今年の2月の朝日新聞の世論調査では、賛成63パーセント、反対29パーセントで、特に18歳から29歳の若い世代では、賛成80パーセントと高くなっております。日本経団連や経済同友会など財界団体も早期導入を政府に要望しており、国連の女性の差別撤廃委員会からは、日本政府に対し、是正するよう四度の勧告がされております。早期に民法を改正し、選択的夫婦別姓制度の実現を望むものです。本議会でしっかり議論していくことに賛成いたします。

以上で終わります。

○議長（小林悟） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立多数です。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

【社会厚生常任委員長の報告】

○議長（小林悟） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。1番菅原理恵子社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（菅原理恵子） お疲れ様です。

それでは、社会厚生常任委員会審査の報告をいたします。

令和7年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告いたします。

1. 審査年月日 令和7年6月16日（1日間）
2. 出席委員 鈴木壮二、澤井昭二郎、中川光博、菅原秀雄、菅原理恵子
3. 欠席委員 鑑仁志
4. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長
5. 書記 福祉保健部子育て応援課 三浦元樹さんをお願いしております。
6. 審査の経過と結果について

議案第40号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の制定により生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務が準法定事務として定められたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、条例の関係部分を削除することについて質問があり、当局からは、独自で事務ができるよう条例を定めていたが、番号法において法に準ずる事務として省令で定められたことから、独自利用事務の関係部分を削除するとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（小林悟） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第40号 潟上市行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

#### 【予算特別委員長の報告】

○議長（小林悟） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。16番伊勢潤予算特別委員長。

○予算特別委員長（伊勢潤） 令和7年第2回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和7年6月16日、25日

2. 出席委員 菅原理恵子、鈴木壮二、藤原仁美、戸田俊樹、佐藤珠樹、  
澤井昭二郎、堀井克見、藤原典男、中川光博、鈴木司、西村武、  
菅原龍太郎、佐藤敏雄、小林悟、石井和人、伊勢潤

3. 欠席委員 菅原秀雄（16日）、鏡仁志（16日、25日）

4. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長

5. 書記 議会事務局 佐々木夏子さんにお願ひしました。

6. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました、議案第44号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）についてから議案第49号 令和7年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまで、6月16日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行っております。この結果は、本日午前中に分科会委員長が報告したとおりです。

以上審査経過により、本特別委員会に付託されました議案第44号から議案第49号ま

でについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告とします。

○議長（小林悟） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第44号から議案第49号までについて、これから順次、討論、採決を行います。

お諮りします。予算特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決します。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第44号から議案49号までの各会計補正予算（案）については、一括採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第44号から議案第49号までについては、一括採決により採決します。

それでは、議案第44号から議案第49号までについて、一括討論、一括採決を行います。

はじめに一括討論を行います。討論のある方は、議案番号を発言してからお願いします。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号から議案第49号までを一括採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号から議案第49号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

【日程第11 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○議長（小林悟） 日程第11、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

報告第8号について、当局より説明を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） それでは、ピンク色の表紙の説明資料、追加提案分の1ページをお開き願います。

報告第8号 専決処分報告についてご説明いたします。

本案は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により報告するものでございます。

相手方については、記載のとおりでございます。

事故の概要についてですが、令和7年6月5日午後3時頃、市道開拓入口線で職員が草刈り作業中に、草刈機回転刃で飛ばした石により、潟上市昭和大久保字北野細谷道添73番地68地内に駐車していた相手方軽自動車の助手席側窓側ガラスを破損させたものでございます。

損害賠償額は、3万2,450円。

専決処分日は、令和7年6月17日でございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 人をけがさせなくてよかったと思いますけれども、刈払い機の操作上の問題なのか、使ってる刈払い機そのものが不具合があって、または本人の腕の未熟で、または管理不行き届きでこういう事故が起きたか。その原因を究明しておりますか。

○議長（小林悟） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

草刈りの作業ですけれども、ほとんど道路の場合は2人一組となって、片方が防護板を設置して、まあ道路側の方なんですけれども、設置して実施しております。で、今回の場合、道路側の方ではなくて反対側の民地の方のかなりちょっと距離の離れたところに車が止まっておりまして、そちらの方には影響がないというふうな形で作業をしておりましたが、結構な距離、石が飛んでガラスが割れたというふうなことで、今後はその場所等を勘案しまして、実施する場所の条件等に応じて除草剤の散布などに切り替えるなど、または作業効率は落ちますが、防御壁を両側に設置して草刈りを実施するなど、安全対策を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 答弁できないと思いますけども、私らもボランティア的に農地の多面的機能整備、国の方針や地域の行政サイドからの日当をいただきながら、ここ数十年、刈払い機で農道を刈っております。まあたまたまタイヤを切ったというようなことはあったりですね、ちょっとしたことはありますけども、行政サイドにおいてこれだけの被害があったということは、この刈払い機そのものが本人所有ではなくて、行政の財産、我々の財産を使ってもらって、ガソリン、燃料を供給して、刃を使えるものと認めてやってるとは思いますけれども、その辺はどうなってますか。市の財産の刈払い機ですか、それとも個人からお借りして、個人の機械を使ってるのか。または、料金といたしますか、そのタイム・イズ・マネーでお金を払っているのかどうか。その辺はどうなってますか。

○議長（小林悟） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

刈払い機、燃料、また刃等、全て市役所のものがございます。また、刈払いをしている職員については、会計年度任用職員と正職員と両方の方がおります。

以上です。

○議長（小林悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 再任用者並びに職員だということであれば、大枚のお金を払ってるということになるわけですね。まあ被害額は少ないですから大したことはないと思いますけれども、しかし、みんなのものを使うときに、多分ですよ、刈ってしまえば何っていう簡単な気持ちでやると、こういう事故が起きると思います。時間でここをやってしまおうということになると、もうむちゃくちゃなやり方をしてるんでないか。刈り方も全くの素人の刈り方で、馬力でもって振り回していると。目に見えるわけですよ我々としては。草の状況や道路の状況や、石の状況や草木の状況や、周りに何があるのか。前後左右、人がいないのか、いるのか。全くこういう事故が多いものですから、全てこれ市の管理のことですよ。部長でなくて市長どう考えてますかこのことについて。または市長でなくても副市長でもいいです。もう少し丁寧に説明してください。

○議長（小林悟） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどもお話ししておりますけども、建設課の作業員として雇われておりまして、素人

の人がやってるわけではありません。なので、馬力を上げて振り回してるというわけではなく、状況を確認して、その状況に応じた刈り方、作業等をしております。

今後またこういう事故がないように、先ほども話したとおり十分に注意し、作業効率は落ちると思いますけども、ほかに被害が出ないように、または出そうな場所であれば除草剤等で対応するなどしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【日程第12 議案第50号 財産の取得について】**

○議長（小林悟） 次に、日程第12、議案第50号 財産の取得についてを議題とします。

議案第50号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） それでは、説明資料の2ページをお開き願います。

議案第50号 財産の取得についてご説明いたします。

本案は、財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、学校LED照明等でございます。

契約の方法は、指名競争入札で、8者による入札を行っており、3者から応札がありました。

契約金額は、4,641万1,200円。

契約の相手方は、秋田市大町二丁目4番44号 株式会社秋田グランドリース 代表取締役 佐々木利幸でございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 納入場所が小学校が一つ、それから中学校が三つというふうになっておりますけれども、ほかの例えば保育所とか、ほかの小学校は、もうこれは終わっている、そういうふうなことになるますか。

○議長（小林悟） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） 今回実施する場所は、出戸小学校、天王中学校、天王南中学校、

羽城中学校の4校でございます。その他の小・中学校については、次年度、来年度更新予定でございます。

以上です。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。12番石井議員。

○12番（石井和人） 今のLED機材ですけれども、リース会社よりのリースになっておりますけれども、これは買い取りにはしないでリースにした理由をお聞きしたいです。例えば一般的には買い取りというような場合もあって、その方が費用的には安くなるような可能性もありますが、今回はどのようにお考えしたのでしょうか。お願いします。

○議長（小林悟） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） ただいまのご質問にお答えいたします。

費用の平準化を目的として、リース期間を10年として賃貸借契約としております。また、リース期間中は受注者が動産総合保険に加入し、照明等の保守管理、故障時の補償することとし、契約期間終了後に所有権が市に移転する契約としております。

資材費、人件費の高騰により修繕費が高上がりしているため、10年間追加の修繕費用が必要とならないことなどもメリットの一つです。また、他自治体でも多く採用があるやり方です。

以上です。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） 今、石井議員と質問の中でかぶるものもあったわけですが、今、リースにすることによって、いわゆるその有利性が働くというふうな説明があったわけです。で、10年間貸与、賃貸借をして、その後10年過ぎた段階で市の方で無償譲渡を受けるといったときに、もうその間には、10年は過ぎた段階では、あらゆるものがやっぱりもう一回こう再構築しなきゃならない、そんな状態が出てくると思うんですね。そんな中でいったときの、このリースの在り方っていうものがどういうものになるのか。そしてまた「リース等」とありますが、どういうものを「リース等」として取り込んでいらっしゃるのか。その2点について伺います。

○議長（小林悟） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） ただいまのご質問にお答えいたします。

LED照明の耐用年数については、15年ほどと、15年となっております。ですので、10年後、まず5年ほどは利用、5年以上は利用できるものと思いますが、その後また修

繕・改修等をしていかなければいけないと思っております。

また、リース等の「等」であります。照明器具、ランプ、あとは調光用品、あとは交換作業、既存器具の廃棄、照明器具の維持管理、故障時の交換・補修も含むものとなっております。

以上でございます。

○議長（小林悟） よろしいですか。10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） 耐用期間が15年というふうなことで、そこにこう有利性が働くというふうなそういう捉え方でよろしいですか。

で、まあ10年間の中でも、このLEDっていうものがかかりこう修理・修繕がかさんでいくんだというふうなことです。この点については、やっぱり円滑なその修理・修繕というものが進むようなことで、市の方でもやっぱり指導なりをしながら、現場管理をしながら取り組んでほしいなというふうなことを要望して終わります。ありがとうございます。

○議長（小林悟） よろしいですか。

○10番（鈴木司） はい。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

【日程第13 議案第51号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第13、議案第51号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）についてを議題とします。

議案第51号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の3ページをお開き願います。

議案第51号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）についてご説明いたします。

はじめに、予算の規模でございます。

補正前の額171億6,262万4,000円、補正額1億2,368万2,000円の増額で、補正後の額172億8,630万6,000円でございます。

前年度6月補正後の予算額との対比は、11億8,214万2,000円、7.3パーセントの増でございます。

補正予算の財源でございますが、全額が特定財源で、国庫支出金でございます。

次のページ、4ページをお願いいたします。

補正予算案の内容についてご説明いたします。

物価高騰の影響を受けた市民の生活を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付事業に関する経費を計上しております。

物価高騰対策事業の物価高騰重点支援給付金（不足額給付給付事業）1億2,368万2,000円は、賃金上昇が物価高に追いついていない家計の負担を緩和するため、令和6年度に実施した定額減税に係る調整給付（当初調整給付）において、その給付額に不足が生じた方にその差額を給付するものでございます。

対象者は、令和7年1月1日において潟上市に居住し、①②のいずれかに該当する方で、①は、令和6年分の所得税額が確定したことにより、本来給付すべき額と当初調整給付額との間で差額（不足）が生じた方、約3,300人、②は、定額減税対象外であり、かつ低所得者向け給付金の対象世帯構成員ではない方、約800人でございます。給付額は、本来給付すべき額と当初調整給付額との差額または4万円で、令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円となります。

なお、給付時期は8月中旬からの予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 対象が1番と2番というふうなことで、なかなかよく分からない、判断がこう迷うような内容です、私の場合は。それで、前回この支援金については、私

は、住民税の均等割額がかかっている方は前回はいただけないというふうにお聞きしたんですけれども、今回その方はもう対象になって、それで支払うのかどうなのか、その辺ちょっとお願いいたしたいと思います。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和5年度に実施されました生活保護世帯、あと非課税世帯の給付金に対して対象とならなかった課税世帯への給付が、令和6年度に定額減税という形で実施されたものであるため、今回は生活保護世帯や非課税世帯に対しての給付はございません。

以上でございます。

○議長（小林悟） よろしいですか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今ちょっと説明をお聞きしましたが、まだちょっとよく飲み込めないところがありまして、もう少し詳しくお願いします。それで、①と②の方は同じ額になるのか、そこら辺、差額というふうなことも書いておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

①につきましては、定額減税可能額というのがありまして、住民税1万円、所得税3万円、計4万円が定額減税額となっておりますが、令和6年度の所得税と令和6年度の住民税を上回る方に対しまして、その差額がまず調整給付として令和6年8月に給付1回されたんですけども、それから今月に、今月6月に所得税が確定された後、再度計算してその差額が発生した方については、その差額分を支払うという形が①となっております。

②につきましては、定額減税は納税者と、あと扶養親族が対象であったために、例えば青色事業専従者の方は定額減税の対象とならなかったもので、今回新たに給付される方ということで②の方で支払われることとなります。

以上です。

○議長（小林悟） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林悟) 起立全員です。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

【日程第14 議員派遣の件について】

○議長(小林悟) 日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、配布の資料のとおり派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林悟) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、資料のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第2回潟上市議会定例会を閉会とします。

どうもご苦勞様でございました。

---

午後 2時25分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 小 林 悟

〃 署名議員 西 村 武

〃 署名議員 鏡 仁 志

〃 署名議員 菅 原 龍太郎